

**青森県災害対策本部
運営マニュアル
【共通編】**

**平成30年3月
(令和6年5月更新)
青森県**

青森県災害対策本部運営マニュアル【共通編】

第1章 総則	1
1-1 目的	1
1-2 対象とする災害	1
1-3 位置付け	1
1-4 マニュアルの周知	1
1-5 マニュアルの検証と見直し	1
第2章 組織と所掌事務	2
2-1 災害対策本部等の組織	2
(1) 組織体制	2
(2) 設置場所	2
2-2 配備態勢	2
(1) 配備態勢ごとの対応	5
(2) タイムライン	6
(3) 廃止基準	6
2-3 各部の所掌事務	6
2-4 災害対策本部地方支部	22
(1) 設置基準	22
(2) 所掌事務	22
(3) 地方支部リエゾンの派遣	23
(4) 統括調整部等の職員の派遣	23
(5) 廃止基準	23
2-5 県現地災害対策本部	23
2-6 リエゾン	23
(1) 被災状況等の情報収集	24
(2) 所属の明示	24
(3) 情報提供及び共有	24
(4) その他連絡調整	24
2-7 災害対策本部会議	24
(1) 会議の目的	24
(2) 会議の開催	24
(3) 会議の運営	24
(4) 会議の席図	26
2-8 その他の会議	28

(1) 会議の目的及び運営	28
(2) 会議の種類	28
第3章 災害応急対応	29
3-1 災害警戒本部の設置	29
3-2 災害警戒本部の廃止、災害対策本部への移行	29
3-3 災害対策本部の設置	29
3-4 非常参集	29
(1) 非常参集先	29
(2) 参集報告	30
(3) 参集できない場合の対応	30
(4) 災害対策本部室への参集	30
3-5 各部共通の実施業務	30
3-6 情報活動	31
(1) 情報活動の流れ	31
(2) 青森県総合防災情報システムへの入力	31
(3) クロノロジー	31
3-7 指示・依頼・要請の流れ	32
3-8 勤務体制等	32
(1) 勤務体制	32
(2) 引継ぎ	32
第4章 復旧・復興段階の対応	32

第1章 総則

1-1 目的

本マニュアルは、青森県地域防災計画に基づき、青森県災害対策本部及びそれに準じた組織による災害応急対策活動等を円滑かつ適切に遂行するため、業務やその執行体制等を定めたものである。

1-2 対象とする災害

本マニュアルが対象とする災害は、風水害災害、火山災害及び地震・津波災害といった自然災害である。

1-3 位置付け

本マニュアルは、災害時における災害対策本部等の設置時において、災害対策本部各部（統括調整部を含む。）が共通して把握しておくべき事務要領等をまとめたものである。

1-4 マニュアルの周知

災害応急対策を実施するためには、平時から全職員がその内容を理解し、それぞれが行うべき行動を認識しておく必要があることから、本マニュアルを青森県グループウェアシステムの文書管理に掲示するなどし、全職員が参照できるようにする。

なお、掲示場所は、次のとおりである。

「文書管理」→「全庁文書」→「災害対策本部」→「災害対策本部運営マニュアル」

1-5 マニュアルの検証と見直し

定期的に、年1回以上、防災訓練等を実施し、関係職員の防災意識の向上を図るとともに、本マニュアルへの習熟度を高め、その実効性を検証する。

また、防災訓練等の結果や組織改正等を踏まえ、定期的に、年に1回以上、本マニュアルの見直しを行う。

第2章 組織と所掌事務

災害時における県の組織と役割、各部の所掌事務等について示す。

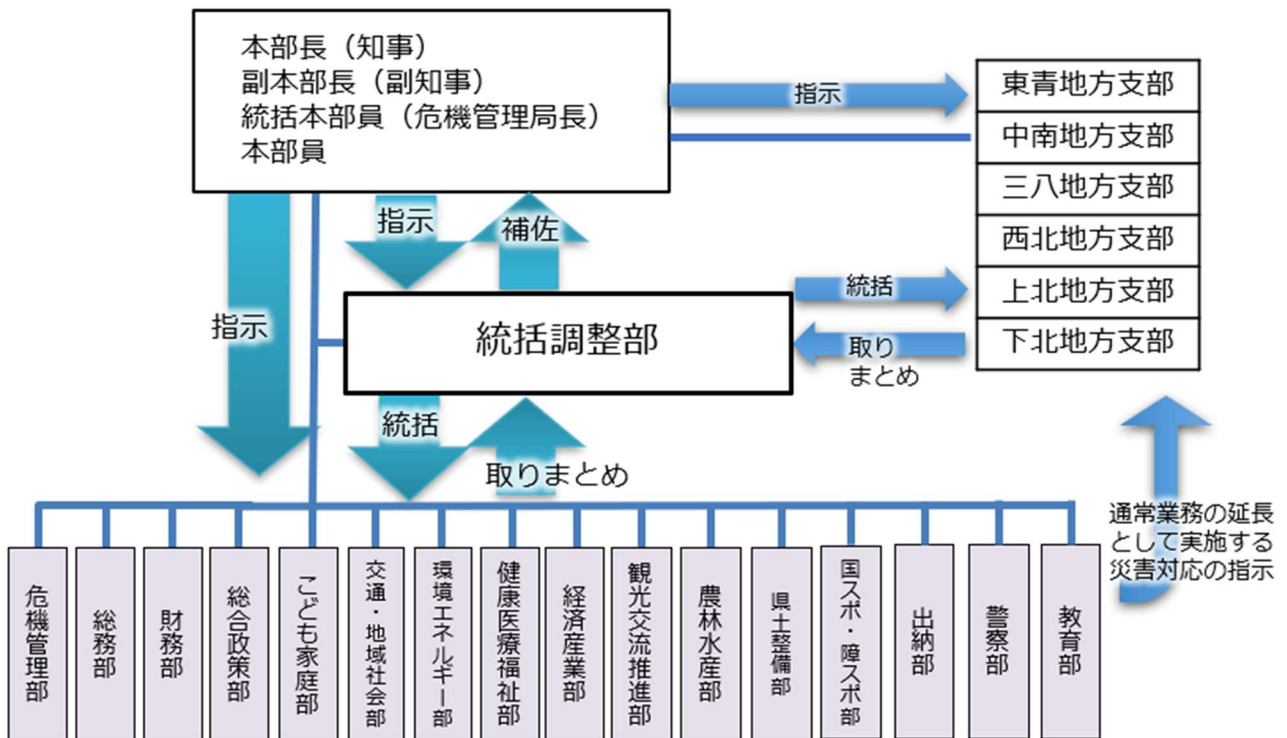
2-1 災害対策本部等の組織

災害時における県の態勢について、災害対策本部等は、次のとおりである。

(1) 組織体制

災害対策本部の組織体制は、次のとおりである。

【災害対策本部の組織体制】



(2) 設置場所

災害対策本部は、青森県庁に設置する。

ただし、津波浸水等により県庁舎が使用できない場合には、代替施設である青森県総合社会教育センターに設置する。

地方支部は、各地域県民局長が勤務する公署に設置する。

災害対応全般を統制する統括調整部は、青森県庁舎北棟2階災害対策本部室に設置する。

2-2 配備態勢

県の地域内において風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は、次のとおりである。

【配備態勢】

態勢略号	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
	1号	2号-1	2号-2	3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 <ol style="list-style-type: none"> ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 震度4の地震が観測された場合 知事が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの気象警報が発表された場合 <ol style="list-style-type: none"> ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報（概ね1m以上） ⑥暴風雪警報 指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合 震度5弱の地震が観測された場合 知事が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続く予想される場合 記録的短時間大雨情報が発表された場合 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合 前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等） 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 十和田において噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合 震度5強の地震が観測された場合 津波注意報が発表された場合 知事が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 気象の特別警報が発表された場合 岩木山、八甲田山又は十和田において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 震度6弱以上の地震が観測された場合 津波警報又は大津波警報が発表された場合 県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合
設置する組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部 配備基準に該当する地方支部（危機管理局長が決定）	災害対策本部 配備基準に該当する地方支部（知事が決定）
配備決定者	防災危機管理課長	防災危機管理課長	危機管理局長 危機管理局長	知事 知事
態勢責任者	防災危機管理課 危機管理対策GM	防災危機管理課長	災害警戒本部長（危機管理局長） 災害警戒本部地方支部長（地域県民局地域連携部長）	本部長（知事） 支部長（県民局長）

※下段は地方支部が設置される場合

非常態勢（3号）の配備基準である「県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合」の例は、次のとおりとする。

○大規模な被害の発生

- ・多数の要救助者（安否不明者、孤立者等）及び人的被害（死者、行方不明者及び負傷者）が発生し、又は発生が見込まれる場合
- ・災害救助法又は被災者再建支援制度の適用が見込まれる場合
- ・自衛隊の災害派遣、緊急消防援助隊による応援等の実働機関との活動が見込まれる場合
- ・ライフラインの途絶、孤立地域の発生、道路の寸断等により、長期にわたる人的・物的支援や全庁的な態勢による対応が必要と見込まれる場合
- ・複数の市町村が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合

○大規模な災害の発生するおそれ

- ・台風が「大型」、「非常に強い」、「970hPa以下」のいずれかの勢力を保ったまま本県を通過することが予想される場合
- ・土砂災害の前兆現象（溪流が急に濁り、又は減水する、異様な山鳴りがする等）が見られる場合
- ・気象庁が発表する危険度分布において、災害や被害の発生が見込まれる場合

(1) 配備態勢ごとの対応

全庁における配備態勢ごとの対応職員と主な対応は、次のとおりとする。

態勢		準備態勢	警戒態勢	警戒態勢	非常態勢
略号		1号	2号-1	2号-2	3号
対応職員	本庁	【危機管理局】 配備決定者が指名する防災危機管理課及び消防保安課の一部職員	【危機管理局】 配備決定者が指名する防災危機管理課及び消防保安課の一部職員 (1号配備から増員)	【危機管理局】 防災危機管理課及び消防保安課の全職員	【危機管理局】 全職員
		【各部局】 各部局の配備計画に基づく職員	【各部局】 各部局の配備計画に基づく職員	【各部局】 各部局の配備計画に基づく職員	【各部局】 全職員
		【危機管理局】 災害対策要員	【危機管理局】 当番職員及び態勢責任者が指名する職員(地震・津波の場合は、防災危機管理課及び消防保安課の全職員)	【危機管理局】 防災危機管理課及び消防保安課の全職員	【危機管理局】 全職員
		【各部局】 各部局の配備計画に基づく職員	【各部局】 各部局の配備計画に基づく職員	【各部局】 各部局の配備計画に基づく職員	【各部局】 全職員
	出先機関	各部局の配備計画に基づく職員	各部局の配備計画に基づく職員	各部局の配備計画に基づく職員	全職員
主な対応		<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び共有(気象情報等) ・総合防災情報システム等を通じた市町村等への注意喚起 ・県民局等に対する注意喚起・連絡体制(本庁・出先機関)の確保 ・あおり防災ポータル等を通じた県民への注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び共有(気象情報、避難所開設状況、避難情報の発令状況、市町村災害対策本部等の設置情報) ・災害情報連絡室の設置 ・災害情報連絡員会議の開催 ・県民局等に対する注意喚起 ・連絡体制(本庁・出先機関)の確保 ・あおり防災ポータル等を通じた県民への注意喚起 ・自衛隊等の関係機関と連携体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び共有(気象情報、避難所開設状況、避難情報の発令状況、市町村災害対策本部等の設置情報) ・災害警戒本部の設置 ・災害警戒本部会議の開催 ・災害対策本部室に統括調整部設置 ・県民局等に対する対応指示 ・連絡体制(本庁・出先機関)の確保 ・あおり防災ポータル等を通じた県民への注意喚起 ・関係機関との情報共有 ・市町村へ避難情報発令の助言、警戒態勢の確保要請等 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び共有(気象情報、避難所開設状況、避難情報の発令状況、市町村災害対策本部等の設置情報) ・災害対策本部の設置 ・災害対策本部会議の開催 ・災害対策本部室に統括調整部設置 ・県民局等に対する対応指示 ・連絡体制(本庁・出先機関)の確保 ・あおり防災ポータル等を通じた県民への注意喚起 ・関係機関との情報共有 ・市町村へ避難情報発令の助言、警戒態勢の確保要請等

(2) タイムライン

風水害（台風）や地震・津波における災害対策本部のフェーズごとの主要判断項目、情報収集、対応項目等の一例（タイムライン）は、別紙のとおりである。

【初動期・応急期・復旧期の目安※】

初動期：発災当日～3日後 …発災直後で情報が錯そうし、対応も混乱している時期

応急期：3日～1週間後 …被災者が避難をし始め、各種支援が必要な時期

復旧期：1週間後～1か月後 …ハード面の復旧・整備が主となる時期

（状況にあまり変化が見られない時期）

※あくまで目安であり、災害の規模や被害の内容により異なる。

(3) 廃止基準

各態勢で設置する組織の廃止基準である「災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき」は、次のとおりとし、廃止は配備責任者が決定する。

- 各種気象警報等解除後、県内に大きな被害が確認されなかったとき
- 各市町村で設置している災害対策本部等が全て廃止されたとき
- 災害応急対策がおおむね完了したとき（復旧期）

2-3 各部の所掌事務

災害対策本部各部の所掌事務は、次のとおりとする（詳細は各部編参照）。

部	班	所掌事務
統括調整部		
	本部	<ul style="list-style-type: none">・統括調整部の意思決定に関すること。・本部長の意思決定の補佐に関すること。・本部長への意見具申に関すること。
	統括班	<ul style="list-style-type: none">・災害対策の目標及び対応方針に関すること。・各部に属さない業務の対応に関すること。・災害対策本部地方支部・県現地災害対策本部に関すること。・市町村へのリエゾンの派遣に関すること。・災害対策に係る全体調整及び進行管理に関すること。・本部会議の開催決定及び運営に関すること。・統括調整部班長会議等に関すること。・国、防災関係機関との調整会議等の開催の決定に関すること。・災害対策基本法第60条第6項の規定による市町村長の代わりに行う避難の指示等に関すること。・本部長・副本部長への状況報告に関すること。

部	班	所掌事務
		<ul style="list-style-type: none"> ・その他災害対策の統括及び総合調整に関すること。
	情報班	(統制チーム) <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集の方針及び進行管理に関すること。 ・情報の整理分析の方針及び進行管理に関すること。
		(収集チーム) <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び展開に関すること（派遣したリエゾンからの情報を含む）。 ・災害対策本部会議等の開催通知に関すること。
		(整理分析チーム) <ul style="list-style-type: none"> ・情報の整理に関すること。 ・関係機関との情報の相互提供及び確認に関すること。 ・情報の分析に関すること。 ・消防庁への報告（火災・災害等即報要領等）に関すること。 ・被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること。 ・気象、地震津波情報等の伝達に関すること。
	対策班	(統制チーム) <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の具体的な方針の立案及び進行管理に関すること。 ・応急復旧、啓開等に関する優先順位に関すること。 ・石油燃料等の優先順位の決定に関すること。
		(実動部隊チーム) <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊、自衛隊、海上保安部等の応援要請に関すること。 ・自衛隊、海上保安部等の実動部隊の活動調整に関すること。 ・ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関すること。 ・消防応援活動調整準備に関すること（消防応援活動調整本部の設置前）。 ・消防応援活動調整本部等との調整に関すること。 ・航空機運用調整チームとの調整に関すること。
		(航空機運用調整チーム) <ul style="list-style-type: none"> ・航空機の運用調整に関すること。
		(医療・被災者支援チーム) <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難に関する総合調整に関すること。 ・市町村間の広域応援に係る調整に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・被災者生活再建支援法の適用に関すること。 ・青森県被災者生活再建支援制度の適用に関すること。 ・他都道府県からの支援先遣隊、応援チーム等との調整に関すること。 ・保健医療福祉調整本部との調整に関すること。 ・医療体制の状況把握に関すること。 ・広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）設置の要否の判断に関すること。

部	班	所掌事務
	受援班	<p>(統制チーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的・物的支援の各部への指示等の方針及び進行管理に関すること。 ・ 全国知事会等の関係機関との全体調整に関すること。 <p>(人的支援チーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市町村、各部からの人的支援に係る応援要請の取りまとめに関すること。 ・ 人的支援に関する各部への指示に関すること。 ・ 人的支援に関する他都道府県、全国知事会、国等への応援要請の調整に関すること。 ・ 人的資源の配分決定に関すること。 ・ 応援職員の派遣調整に関すること。 ・ 災害対策本部（地方支部を除く。）から被災市町村に派遣されるリエゾンの手配及び派遣計画の作成に関すること。
		<p>(物的支援チーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次物資拠点の設置・運営に関すること。 ・ 一次物資拠点の連絡調整に関すること。 ・ 被災市町村からの物的支援に係る応援要請の取りまとめに関すること。 ・ 物的支援に関する各部への指示に関すること。 ・ 物的支援に関する他都道府県、全国知事会、国への応援要請等の調整に関すること。 ・ 物資輸送の総合調整に関すること。 ・ 義援物資の申出の把握に関すること。
	総務班	<p>(統制チーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部運営支援に関する方針及び進行管理に関すること。
		<p>(本部・渉外チーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括調整部職員の安否確認に関すること。 ・ 本部会議の資料のとりまとめ、会場設営及び議事録の作成に関すること。 ・ 防災情報ネットワークの稼働確認に関すること。 ・ 通信機器の確保に関すること。 ・ 関係機関から派遣されたリエゾンの活動場所の確保及び設営に関すること。 ・ 自衛隊の通信支援の県庁舎への受入れに関すること。 ・ 災害時に必要な公用車の利用計画に関すること。 ・ 統括調整部職員の仮眠室等の確保に関すること。 ・ 統括調整部職員の食料・飲料水確保に関すること。 ・ 被災地に来県した国会議員、政府機関等の応接に関すること。

部	班	所掌事務
		(予算・経理チーム) ・災害対策本部の経理に関すること。 ・災害対策に必要な経費等の算定に関すること。 ・自衛隊等の活動経費に係る調整に関すること。 ・地方支部又は市町村に派遣される職員への業務説明(庶務関係に限る。)に関すること。
	広報班	・報道機関に対する報道要請及び情報提供(記者会見等)に関すること。 ・県民向けメッセージ・情報の発信に関すること。 ・災害対策本部会議資料等の外部への提供・公表に関すること。 ・本部長の対応を含む災害対策本部の記録及び資料収集に関すること。 ・被災者等からの相談・要望の総合窓口の設置に関すること。
	原子力班	・原子力施設の被害状況に関すること。 ・環境放射線モニタリングに関すること。 ・統括調整部各班の応援に関すること(原子力施設等に被害がない場合に限る。)。

部	班	所掌事務
危機管理部		
	防災危機管理班	・緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関すること。 ・国及び県の被災者生活再建支援金申請書の受付等に関すること。 ・災害見舞金の方針に関すること。
	消防保安班	・高圧ガス事故報告に関すること。
	原子力安全対策班	・放射性物質による環境汚染対策に関すること。

(各部主管課等の統制部署共通業務)

班	所掌事務
共通	・部内職員の安否の確認、取りまとめ及び人事班への報告に関すること。 ・所掌事務に係る被害情報等の収集、取りまとめ及び統括調整部への報告に関すること。 ・統括調整部等への人員派遣に関すること。 ・統括調整部との連絡調整に関すること。 ・部内における災害対策の企画・立案に関すること。 ・部内における応援調整に関すること。 ・部内所管業務に係る県民からの問合せ対応、報道対応及び広報に関すること。 ・部内所管業務の災害の記録及び資料収集等に関すること。 ・その他部内の総合調整に関すること。

部	班	所掌事務
総務部		
	知事公室班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書に関すること。 ・被災地に来県した国会議員、政府機関等の応接の知事に関すること。 ・災害についての陳情者及び見舞者の応接に関すること。
	人事班	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁内の一般職員の人的支援に係る調整に関すること。 ・臨時事務所等の設置に関すること。 ・県職員の安否確認の取りまとめに関すること。
	行政経営班	<ul style="list-style-type: none"> ・県内情報インフラの通信障害の確認、全庁 LAN 等の確認に関すること。
	総務文書班	<ul style="list-style-type: none"> ・他の班の実施事項の応援に関すること。
	広報広聴班	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ、県庁公式 Twitter による災害情報や各種窓口等の情報発信に関すること。 ・記者発表等の報道機関への情報発信に関する報道機関との調整に関すること。 ・県庁公式 Twitter に投稿された県民等からの情報の収集に関すること。 ・各部が収集した災害記録の取りまとめに関すること。
財務部		
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> ・県議会との調整等の総括に関すること。 ・各種手続の手数料の減免に関すること。 ・災害応急対策費の予算措置に関すること。
	税務班	<ul style="list-style-type: none"> ・県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関すること。 ・市町村の罹災証明発行事務の支援（家屋被害調査等）に関すること。
	市町村班	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の行政機能の確保状況調査及び総務省への報告（震度 6 以上）に関すること。 ・県内市町村職員の応援派遣の要請・調整に関すること。 ・県内市町村の物的支援の要請・調整に関すること。 ・被災市町村に対する財政支援措置対応に関すること。
	財産管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な公用車の配車及び車両の確保に関すること。 ・本庁舎及び合同庁舎の被害状況の把握に関すること。 ・本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関すること。 ・本庁舎、合同庁舎の避難者の受入れの方針に関すること。 ・本庁舎への一時的な避難者への対応に関すること。 ・営繕工事現場の災害応急対策に関すること。
	工事検査班	<ul style="list-style-type: none"> ・他の班の実施事項の応援に関すること。
総合政策部		
	総合政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・他の班の実施事項の応援に関すること。 ・国への要望事項に関する各部局の取りまとめに関すること。

	D X推進班	・他の班の実施事項の応援に関する事。
	統計分析班	・他の班の実施事項の応援に関する事。
こども家庭部		
	こどもみらい班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童の対策に関する事。 ・被災母子世帯の対策に関する事。 ・社会福祉施設等の被災状況の把握に関する事。 ・助産師の派遣に関する事。
	若者定着還流促進班	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用支援に係る関係団体等との連絡調整に関する事。
	県民活躍推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児・児童・生徒の被災状況（私立学校）の情報収集に関する事。 ・校舎待機幼児・児童・生徒（私立学校）の状況把握に関する事。 ・臨時休校、一斉下校等（私立学校）の状況把握に関する事。 ・教科書及び学用品の調達の支援（私立学校）に関する事。 ・男女のニーズの違いに応じた避難所運営等に係る助言に関する事。 ・青森県男女共同参画センターとの連絡調整に関する事。
交通・地域社会部		
	地域交通・連携班	<ul style="list-style-type: none"> ・交通、輸送機関等の被害状況、措置状況の把握に関する事（鉄道・航空を除く）。 ・緊急輸送の応援先、応援数量の把握に関する事（鉄道・航空を除く）。 ・輸送路の被害状況、使用可能な輸送路の把握に関する事（鉄道・航空を除く）。 ・輸送手段の調整、あっせんに関する事（鉄道・航空を除く）。 ・被災者及び応急対策人員等の緊急輸送に関する事（鉄道・航空を除く）。 ・災害時における物資等の緊急輸送、船舶による輸送等に関する事。 ・交通規制（陸上及び海上）及び迂回路の状況等の情報提供に関する事。 ・帰宅困難者対策に関する事。 ・応援自治体、協定先、関係機関等に対する県有施設等の活動拠点の調整、提供及びあっせんに関する事。
	鉄道対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者への輸送応援に関する事。 ・青い森鉄道に係る被害状況、措置状況の把握に関する事。 ・交通、輸送機関等の被害状況、措置状況の把握に関する事（鉄道）。 ・緊急輸送の応援先、応援数量の把握に関する事（鉄道）。 ・輸送路の被害状況、使用可能な輸送路の把握に関する事（鉄道）。 ・輸送手段の調整、あっせんに関する事（鉄道）。 ・被災者及び応急対策人員等の緊急輸送に関する事（鉄道）。

	地域生活文化班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ボランティア情報センター設置に係る県社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部との協議に関する事。 ・ 防災ボランティア情報センターの設置・運営に関する事。 ・ 市町村防災ボランティアセンターとの調整・支援に関する事。 ・ NPO、NGO 等のボランティア団体等との調整に関する事。 ・ ボランティアニーズの把握・整理に関する事。 ・ 防災ボランティア活動用資機材の調達に関する事。 ・ ボランティアに対する情報提供・情報発信に関する事。 ・ 生活環境整備（被災地の防犯、避難所におけるプライバシー保護等）に係る市町村担当部局との連携調整に関する事。 ・ 生活必要商品等の価格動向の調査に関する事。 ・ 生活必要商品の供給要請に関する事。 ・ 生活必要商品の供給に係る是正勧告に関する事
環境エネルギー部		
	環境政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の収集運搬及び処分に関する事。 ・ 災害廃棄物の処理に係る市町村広域対応の調整並びに国及び関係団体への応援要請に関する事。 ・ 災害廃棄物処理事業の補助に関する事。 ・ 仮設トイレの設置の要請・調整に関する事。 ・ 廃棄物の収集運搬及び処分に関する事。
	環境保全班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の適正処理及び一般廃棄物処理施設の監視指導等に関する事。 ・ 他市町村圏廃棄物処理施設使用に係る応援要請に関する事。
	自然保護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森県立自然ふれあいセンターとの連絡調整に関する事。 ・ 白神山地ビジターセンターとの連絡調整に関する事。 ・ 他の班の実施事項の応援に関する事。
	エネルギー開発振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力供給（東北電力株式会社管内の発電所及び送電系統設備に係る被害状況、県内停電状況、計画停電等）の確認に関する事。 ・ 青森県量子科学センターの被害状況の把握に関する事。 ・ ライフライン（電気）に係る問合せ対応に関する事。
	原子力立地対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設中の原子力施設の被害状況の把握に関する事。 ・ 他の班の実施事項の応援に関する事。
健康医療福祉部		
	健康医療福祉政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋、生活資材等の被害状況及び措置状況の把握に関する事。 ・ 健康医療福祉部所管の県有施設等の調整、提供及びあっせんに関する事。 ・ 応援市町村及び他道県の避難所の調整及びあっせんに関する事。 ・ 福祉避難所の開設・運営等の支援に関する事。 ・ 要配慮者の被災状況の把握に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談に関する事。 ・災害救助法及び法外援護の運用に関する事。 ・災害救助用備蓄物資に関する事。 ・公用令書に関する事 ・健康医療福祉部関係の専門職員の被災地派遣の調整に関する事。 ・災害時の福祉支援ネットワークに関する事。 ・義援金の受入れに関する事。 ・災害弔慰金及び災害援護資金に関する事。 ・生業に必要な資金の貸与に関する事。 ・DCAT との連絡調整に関する事。 ・JRAT との連絡調整に関する事。 ・DCAT の派遣に関する事。 ・保健医療福祉調整本部の設置・運営に関する事。 ・保健医療福祉現地調整本部の設置・運営の支援に関する事。 ・避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事。
<p>がん・生活習慣病対策班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の保健師活動に関する事。 ・災害時の栄養・食生活支援に関する事。 ・保健師の派遣に関する事。 ・管理栄養士・栄養士の派遣に関する事。 ・歯科医師会との連絡調整に関する事。 ・歯科医師の派遣に関する事。 ・人工呼吸器を装着した在宅難病患者の支援に関する事。
<p>医療薬務班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被害状況、措置状況の把握及び対策に関する事。 ・SCU 設置・運営に関する事。 ・医療機関の負傷者受入体制の把握に関する事。 ・受入れ可能な医療機関の調整及びあっせんに関する事。 ・医薬品の調達、輸送、供給及びあっせんに関する事。 ・医療救護班（JMAT 青森等）の派遣に関する事。 ・医療救護班（JMAT 青森等）との連絡調整に関する事。 ・応援市町村及び他道県からの救護班、医薬品の調整及びあっせんに関する事。 ・DMAT の派遣に関する事。 ・DMAT との連絡調整に関する事。 ・ドクターヘリ運航業務に関する事。 ・救護所の開設等に関する事。 ・日赤救護班との連絡調整に関する事。 ・青森県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県災害時小児周産期リエゾンとの連絡調整に関すること。 ・災害支援ナースの派遣に関すること。 ・災害支援ナースとの連絡調整に関すること。 ・看護協会との連絡調整に関すること。 ・薬剤師会との連絡調整に関すること。 ・医薬品卸組合との連絡調整に関すること。 ・医薬品等集積所の管理・運営に関すること。 ・災害医療コーディネーターの派遣に関すること。 ・災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。 ・原子力災害医療派遣チームの派遣に関すること。 ・原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること。 ・原子力災害拠点病院等との連絡調整に関すること。 ・原子力災害医療協力機関との連絡調整に関すること。
保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生情報の収集・把握・報告に関すること。 ・動物救護本部の設置・運営等に関すること。 ・死亡獣畜の処理に関すること。 ・火葬及び遺体安置所の確保に係る関係機関への応援要請に関すること。 ・被災した家庭動物等の保護及び同行避難等に関すること。 ・保健所における疫学調査班の編成、積極的疫学調査及び感染症対策（各種防疫指導、健康診断等）の実施の指示に関すること。 ・食品監視及び配給される食品の衛生確保に関すること。 ・感染症対策に関する予防教育及び広報に関すること。 ・臨時予防接種に関すること。 ・市町村が行う防疫及び保健衛生対応の県による代替に関すること。 ・防疫及び保健衛生対応に係る広域応援の要請に関すること。 ・火葬に必要な物品等（棺、ドライアイス、霊柩車等）の手配に関する関係機関への応援要請に関すること。
高齢福祉保険班	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険関連事務に関すること。 ・後期高齢者医療制度関連事務に関すること。 ・介護保険関連事務に関すること。 ・社会福祉施設等の被災状況の把握及び対策に関すること。 ・社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設に係る情報提供に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営等の支援に関すること。
障がい福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災障がい者の対策に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営等の支援に関すること。 ・社会福祉施設等の被災状況の把握に関すること。 ・社会福祉施設被災等に伴う緊急入所可能施設に係る情報提供に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の派遣に関する事。 ・点字資料の作成に関する事。 ・心のケア対策に関する事。 ・DPAT の派遣に関する事。 ・DPAT との連絡調整及び派遣に関する事。 ・医療的ケア児の支援に関する事。
経済産業部	
経済産業政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業関係の被害・措置状況の把握に関する事。 ・生活必需品（衣類、毛布等）、副食、調味料等の流通状況の情報収集及び調整に関する事。 ・石油燃料の供給に係る情報収集及び連絡調整に関する事。 ・県内休廃止鉱山の坑廃水処理業務に関する事。 ・商工業支援対策に関する事。 ・事業再開に係る支援（専門家の派遣等）に関する事。 ・経済産業部所管の風評被害対策に関する事。 ・経済産業部所管の相談窓口の開設・運営に関する事。 ・協定事業者、非被災市町村への生活必需品等供給に係る応援要請に関する事。 ・セーフティネット指定に向けた被害調査の実施に関する事。 ・金融対策（災害復旧資金制度の創設等）に関する事。
地域企業支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設等の被害・措置状況の把握に関する事。 ・他の班の実施事項の応援に関する事。
企業立地・創出班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設等の被害・措置状況の把握に関する事。 ・他の班の実施事項の応援に関する事。
産業イノベーション推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設等の被害・措置状況の把握に関する事。 ・他の班の実施事項の応援に関する事。
観光交流推進部	
観光政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の観光施設・宿泊施設に係る被害情報の収集に関する事。 ・所管する県有施設等の被害情報の収集に関する事。 ・観光国際戦略部所管の風評被害対策に関する事。 ・旅行者の広域避難及び受入避難所の調整に関する事。 ・県が管理する観光施設での一時的な避難者への対応に関する事。 ・旅行者への災害情報の発信に関する事。
誘客交流班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者（外国人）の被災状況の把握に関する事。 ・ボランティア団体や国際交流団体等による避難所への通訳の派遣の調整に関する事。 ・県庁 HP、関係団体等を通じた在県外国人への情報提供に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・外国からの視察対応（通訳の手配等）に関すること。 ・在日大使館及び領事館との連絡調整に関すること。
県産品販売・輸出促進班	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物その他の県産品の販売及び流通対策に関すること。 ・食料供給に係る協定締結団体等への要請・調整に関すること。 ・海外からの見舞及び支援物資等の受入調整に関すること。 ・海外の消費者に向けた風評被害対策に関すること。
農林水産部	
農林水産政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業に関する相談窓口の開設・運営に関すること。 ・被害状況の整理・記録及び関係機関への提供に関すること。 ・農業革新支援専門員による各班の技術対策への支援に関すること。 ・（地独）青森県産業技術センターに対する人的支援や技術対策支援の要請に関すること。
食ブランド・流通推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報収集及び被害調査（卸売市場）に関すること。 ・被災した卸売市場の復旧支援に関すること。 ・食料供給に係る協定締結団体等への要請・調整に関すること。 ・農林水産部所管の風評被害対策に関すること。 ・被害を受けた農林水産物の販売に係る量販店等への要請に関すること。
団体経営改善班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報収集及び被害調査（農協等の施設）に関すること。 ・被災した施設（農協等）の復旧支援に関すること。 ・災害関係金融対策（県災害経営資金、天災資金、農林漁業セーフティネット資金（公庫資金）等の融通）に関すること。 ・農業共済組合への迅速な対応の要請に関すること。
構造政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報収集及び被害調査（営農大学校、農業関係共同利用施設等）に関すること。 ・被災した施設（営農大学校、農業関係共同利用施設等）の復旧支援に関すること。 ・営農大学校の学生の安全確保等の連絡調整に関すること。
農産園芸班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報収集及び被害調査（果樹以外の農作物及びその関係施設）に関すること。 ・被災した農家等に対する技術対策（果樹以外の農作物）に関すること。 ・被災した農業関係施設（果樹以外の農作物）の復旧支援に関すること。 ・臨時農業生産情報の発行に関すること。 ・復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請（果樹以外の農作物関係）に関すること。 ・主要食糧（米穀）の食料供給に係る国への要請及び調整に関すること。 ・災害情報収集及び被害調査（病虫害防除所関係）に関すること。 ・病虫害防除所との連絡調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・毒劇物農薬の監視・指導等に関すること。
りんご果樹班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報収集及び被害調査（果樹及びその関係施設）に関すること。 ・被災した農家等に対する技術対策（果樹）に関すること。 ・被災した農業関係施設（果樹）の復旧支援に関すること。 ・果樹の流通対策に関すること。 ・復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請（果樹関係）に関すること。
畜産班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報収集及び被害調査（畜産物及び畜産関係施設）に関すること。 ・被災した農家等に対する技術対策（畜産）に関すること。 ・被災した農業関係施設（畜産）の復旧支援に関すること。 ・家畜の防疫に関すること。 ・飼料需給調整に関すること。
林政班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報収集及び被害調査（林業関係（林地、林道、治山施設）、林産物、林産施設等）に関すること。 ・被災した林業家等に対する技術対策に関すること。 ・被災した林業関係施設の応急対策及び復旧支援に関すること。 ・仮設住宅その他住宅の建設資材の確保に関すること。 ・林野火災への対応に関すること。
農村整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報収集及び被害調査（農地・農業用施設（水路、ため池、農道、頭首工等））に関すること。 ・被災した農地、農業用施設の応急対策及び復旧支援に関すること。
水産振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報収集及び被害調査（水産物及び水産関係施設（漁船、漁具、漁業施設等））に関すること。 ・漁業取締船及び八戸漁業用海岸局の保全・活用に関すること。 ・被災した漁家等に対する技術対策に関すること。 ・被災した水産関係施設の復旧支援に関すること。 ・漁業共済組合への迅速な対応の要請に関すること。 ・災害関係緊急対策（天災資金、農林、漁業セーフティネット資金（公庫資金）等の融通）に関すること。
漁港漁場整備班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報収集及び被害調査（漁港及び海岸施設（漁港、臨港道路、漁港海岸等））に関すること。 ・食料物資の輸送に係る漁港の利用に関すること。 ・道路管理者、港湾等管理者、警察本部及び海上保安部の措置状況の把握に関すること。 ・応援調整市町村への連絡及び受入体制指示に関すること。 ・航路の復旧・啓開に関すること。 ・応急復旧に必要な資機材・要員の調整及びあっせんに関すること。

県土整備部	
監理班	<ul style="list-style-type: none"> ・部所管施設の被害状況や措置状況等の関係部署との連絡調整に関すること。 ・応急復旧工事の請負契約の指導・助言に関すること。
整備企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・部所管の公共施設及び工業用水道施設の被害情報及び措置状況の取りまとめに関すること。 ・災害対策本部への報告事項の取りまとめに関すること。 ・応急復旧の応援先、応援数量等の把握に関すること。 ・応援市町村及び他道県からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整及びあっせんに関すること。 ・応援要請市町村への連絡及び受入体制指示に関すること。 ・大規模災害時応援協定（建設業協会やコンサルタント協会等、各種応急対策協定）による対応・協力要請等に関すること。 ・八戸工業用水道管理事務所との連絡調整に関すること。
道路班	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送路の被害状況及び使用可能な輸送路の把握に関すること。 ・被災した県管理道路の情報収集・発信及び通行規制に関すること。 ・道路啓開に係る国等関係機関との協議に関すること。 ・交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。 ・道路管理者の措置状況の把握（道路の措置状況の把握）に関すること。
河川砂防班	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水利に関すること。 ・飯詰ダム、遠部ダム、下湯ダム、川内ダム、久吉ダム、小泊ダム、浅虫ダム、清水目ダム及び世増ダムに関すること。 ・砂防設備及び地すべり防止施設に関すること。 ・急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設に関すること。 ・水害・土砂災害に係る市町村長の避難情報の発令等への指導・助言に関すること。 ・水防業務に関すること。 ・水質事故に関すること。 ・河川の被害状況及び措置状況の取りまとめに関すること。 ・海岸の被害状況及び措置状況の取りまとめに関すること。 ・ダムの被害状況及び措置状況の取りまとめに関すること。 ・砂防、地滑り及び急傾斜施設の被害状況及び措置状況の取りまとめに関すること。 ・地滑り及び急傾斜危険箇所の調査に関すること。 ・各施設の災害復旧及び災害対策に関すること。 ・気象及び水象に関する情報の把握と関係機関との連絡調整に関すること。
港湾空港班	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設、青森空港及びそれら施設を発着する輸送機関（船舶及び航空機）の被害状況、措置状況及び代替輸送路の把握に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が実施する港湾施設及び青森空港の措置状況の把握に関すること。 ・港湾施設及び青森空港の応急復旧に必要な資機材、要員の調整及びあつせんに関すること。 ・港湾区域内の航路の復旧及び啓開に関すること。 ・港湾施設及び青森空港の災害応急対策に関すること。 ・港湾区域内周辺の海象に関する情報の把握に関すること。 ・港湾施設及び青森空港の関係機関との連絡調整に関すること。 ・港湾施設及び青森空港の利用可能施設の広報に関すること。 ・港湾施設及び青森空港内での臨時ヘリポート等の確保に関すること。 ・港湾施設及び青森空港内でのトラックターミナル用地の確保に関すること。 ・港湾施設及び青森空港内での物資の一次集積所及び輸送中継基地の設置及び運営に関すること。 ・物資の輸送に係る港湾及び青森空港の利用に関すること。
都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の被害状況及び措置状況の取りまとめ及び報告に関すること。 ・下水道施設の被害状況及び措置状況の取りまとめ及び報告に関すること。 ・内水による被害状況及び措置状況の取りまとめ及び報告に関すること。 ・市町村の行う下水道復旧活動への支援及び関係機関への応援要請に関すること。 ・水道施設等の被害状況等の情報収集及び報告に関すること。 ・給水活動に係る関係機関への応援要請に関すること。
建築住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への提供可能な県営住宅及び市町村公営住宅等の情報収集に関すること。 ・仮設住宅の建設（災害救助法に基づくものも含む）に関すること。 ・県営住宅等の災害応急対策に関すること。 ・被災建築物応急危険度判定の実施及び支援に関すること。 ・被災宅地危険度判定の実施及び支援に関すること。 ・建築基準法上の指定に関すること。 ・被災者への県営住宅等の提供に関すること。 ・仮設住宅の建築指導に関すること。 ・関連（業界）団体への要請（不動産等）に関すること。 ・住宅金融に関すること。 ・災害公営住宅の整備に関すること。 ・市町村災害公営住宅の整備要望に関すること。 ・損壊家屋等の解体・撤去対策に関すること。
国スポ・障スポ部	
総務企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・他の班の実施事項の応援に関すること。
競技式典班	<ul style="list-style-type: none"> ・他の班の実施事項の応援に関すること。

	施設調整班	・他の班の実施事項の応援に関する事。
	障スポ班	・他の班の実施事項の応援に関する事。
出納部		
	会計管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金品の受付・受入窓口の開設に関する事。 ・義援金品受付・受入れの周知に関する事。 ・義援金品受領証の発行に関する事。 ・義援金品の公表に関する事。 ・礼状の作成及び送付に関する事。 ・災害用物資器材の調達に関する事。 ・資金運営計画に関する事。 ・災害救助基金に関する事。
	財務指導班	・他の班の実施事項の応援に関する事。
教育部		
	教育政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部所掌事務に係る被災状況及び措置状況の取りまとめに関する事。 ・統括調整部との連絡調整及び人員派遣に関する事。 ・教育部各班、出先機関及び教育機関との連絡調整に関する事。 ・文部科学省（災害情報担当部局）との連絡調整に関する事。 ・教育部所掌事務に係る災害予算の取りまとめに関する事。
	職員福利班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局職員の被災状況の情報収集に関する事。 ・教育委員会事務局職員による人的支援の調整に関する事。 ・公立学校共済青森支部及び青森県教職員互助会との貸付・給付に係る連絡調整に関する事。
	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員（公立特別支援学校）の被災状況の情報収集に関する事。 ・臨時休業（公立特別支援学校）の情報収集に関する事。 ・教職員（公立特別支援学校）による人的支援の調整に関する事。 ・県立学校における応急の教育の実施に関する事。 ・教科書及び学用品の調達及び給与に関する事。 ・就学援助（学用品費、体育実技用具費、通学用品費等）に関する事。 ・幼児・児童・生徒に対する心のケア（スクールカウンセラーの派遣等）に関する事。
	教職員班	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員（公立幼・小・中・高等学校）の被災状況の情報収集に関する事。 ・臨時休業（公立幼・小・中・高等学校）の情報収集に関する事。 ・教職員（公立幼・小・中・高等学校）による人的支援の調整に関する事。
	学校施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校施設・設備（学校林を含む）の被災状況の情報収集に関する事。 ・県立学校施設・設備（学校林を含む）の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立学校施設・設備（学校林を含む）の被災状況の情報収集に関すること。 ・市町村立学校施設・設備（学校林を含む）の災害応急対策の指導及び助言（国庫補助等申請等）に関すること。 ・県立学校施設における避難所開設及び運営の連絡調整に関すること。 ・県立高等学校の被災生徒の授業料免除・就学支援金支給手続等に関すること。
生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設・設備（博物館等を除く）の被災状況の情報収集に関すること。 ・社会教育施設・設備（博物館等を除く）の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関すること。 ・県立社会教育施設における避難所開設及び運営の連絡調整に関すること。
スポーツ健康班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設・設備の被災状況の情報収集に関すること。 ・社会体育施設・設備の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関すること。 ・公立学校（園）の幼児・児童・生徒の被災状況（転出入を含む）の情報収集に関すること。 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連絡調整に関すること。 ・県立社会体育施設における避難所開設・運営の連絡調整に関すること。 ・公立学校（園）の幼児・児童・生徒の安全確保及び避難所開設・運営の指導に関すること。 ・学校保健（健康管理）及び環境衛生の指導に関すること。 ・学校給食の実施状況の情報収集及び給食再開に向けた連絡調整に関すること。 ・就学援助（医療費及び学校給食費）に関すること。
文化財保護班	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財等の被災状況の情報収集に関すること。 ・文化財等の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関すること。 ・博物館等（文化財関連）施設・設備の被災状況の情報収集に関すること。 ・博物館等（文化財関連）施設・設備の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関すること。
高等学校教育改革推進班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部各班の応援に関すること。
警察部	
警務班	<ul style="list-style-type: none"> ・警察部の連絡調整に関すること。 ・警察部用度に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・遺失物に関すること。 ・広報に関すること。
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の被害状況の調査に関すること。 ・情報管理システム被害実態の調査及び復旧対策に関すること。
警備班	<ul style="list-style-type: none"> ・対策連絡部との連絡に関すること。 ・被害実態の把握に関すること。 ・人命救助及び避難誘導に関すること。 ・警察部の動員及び運用に関すること。
刑事班	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の検視及び身元確認に関すること。 ・災害時における犯罪捜査に関すること。
生活安全班	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物等取締りに関すること。 ・災害時における犯罪の予防及び取締りに関すること。 ・行方不明者の把握及び手配に関すること。
交通班	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制に関すること。 ・緊急交通路の確保に関すること。 ・災害地域の交通情報に関すること。
通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における警察通信規則に基づく警察通信の運用に関すること。
航空班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況偵察（映像伝送）に関すること。
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警備活動に関すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び警察との連絡調整に関すること。 ・他機関との連絡調整に関すること。 ・部内の総合調整に関すること。 ・統括調整部との連絡調整に関すること。 ・部所掌事務の進捗状況の把握に関すること。 ・緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関すること。

2-4 災害対策本部地方支部

(1) 設置基準

災害対策本部を設置したときは、原則として、非常態勢（3号配備）の配備基準を満たす事由（以下「配備事由」という。）が生じた地域県民局管内に地方支部を設置する。

また、災害対策本部の設置期間中、地方支部が設置されていない地域県民局管内において新たに配備事由が生じた場合は、地方支部を設置する。

(2) 所掌事務

青森県災害対策本部に関する規則における地方支部の所掌事務は、次のとおりであり、通常業務の延長として地域県民局各部が実施している災害対応は従前どおり本庁からの指示のもと実施する。

- 災害に関する情報の収集及び報告に関すること。
- 災害予防及び災害応急対策の実施についての連絡調整に関すること。
- 関係機関との連絡に関すること。
- その他本部長が命じた事項に関すること。

上記のほか、地方支部事務局（地域連携部）は、地方支部各部の災害応急活動の総合調整を実施し、適宜統括調整部にその状況を報告するものとする。

なお、統括調整部との連絡手段は、電話のほか、衛星携帯電話、タブレット等の使用できる機器により行う。

業務要領等については、青森県災害対策本部運営マニュアル【各地方支部編】による。

（3）地方支部リエゾンの派遣

ア 派遣基準

地方支部設置後は、原則として、地方支部長の指示により、配備事由を満たす市町村又は地方支部長が派遣を必要と認める市町村に対して、速やかに地方支部リエゾン派遣し、情報を収集する。（ただし、地方支部リエゾンが自らの身の安全を確保している場合に限る。）

なお、地方支部設置前であっても、市町村からリエゾン派遣の要請があった場合や情報が入手できない場合等で地域県民局長がその派遣を必要と認める場合は、当該市町村にリエゾンを派遣する。この場合において、速やかに地方支部の設置の要否について、統括調整部に打診する。

イ 派遣期間

地方支部からのリエゾンの派遣期間は24時間を原則とし、以降は状況に応じて継続又は別に派遣する。（県災害対策本部は、24時間を超えてリエゾンを派遣する必要があると判断する場合は、原則として、本庁からリエゾンを派遣する。）

（4）統括調整部等の職員の派遣

統括調整部長は、必要に応じて地方支部又は被災市町村に本庁職員を派遣する。

（5）廃止基準

災害対策本部等の廃止基準に準ずる。

2-5 県現地災害対策本部

災害が局地的である場合等には、必要に応じて現地災害対策本部を置き、副本部長又は本部員のうちから災害対策本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。この場合、支部は現地災害対策本部長の指揮下に入る。

2-6 リエゾン

本庁及び地方支部から派遣されるリエゾンの主な役割は、次のとおりとする。

(1) 被災状況等の情報収集

市町村災害対策本部会議への出席、会議資料の収集、ホワイトボード、地図等の確認、市町村職員からの聞き取り等により、情報や支援のニーズを収集し、統括調整部及び地方支部に報告する。

【収集すべき情報の例】

庁舎の被災状況、通信状況、人的・建物被害、避難所情報、人的・物的支援等のニーズ 等

(2) 所属の明示

リエゾンは、青森県の名称を明示したベストを着用する等、自身の所属を明らかにし、安全を確保した上で活動する。

(3) 情報提供及び共有

災害対策本部からの連絡事項等を市町村職員等に伝達するほか、市町村災害対策本部会議等に出席し、情報を共有する。

(4) その他連絡調整

必要に応じて被災市町村からの支援要請・要望に対する連絡調整を行う。

2-7 災害対策本部会議

本部長は、県の災害対策を推進するため、本部長、副本部長、統括調整部長及び本部員等で構成する災害対策本部会議を開催し、災害応急対策に関する意思決定を行う。

(1) 会議の目的

災害対策本部会議は、状況認識するとともに、目標及び対策方針を決定する。

(2) 会議の開催

災害対策本部会議は、本部長、副本部長、統括調整部長及び災害対策本部員のほかに必要に応じて、オンライン方式を含め、地方支部長、市町村、消防、自衛隊等の関係機関も参加し、県庁舎南棟2階第3応接室で開催する。

なお、国との合同会議が開催される場合は加者数に応じ、県庁舎西棟8階大会議室で開催する。

(3) 会議の運営

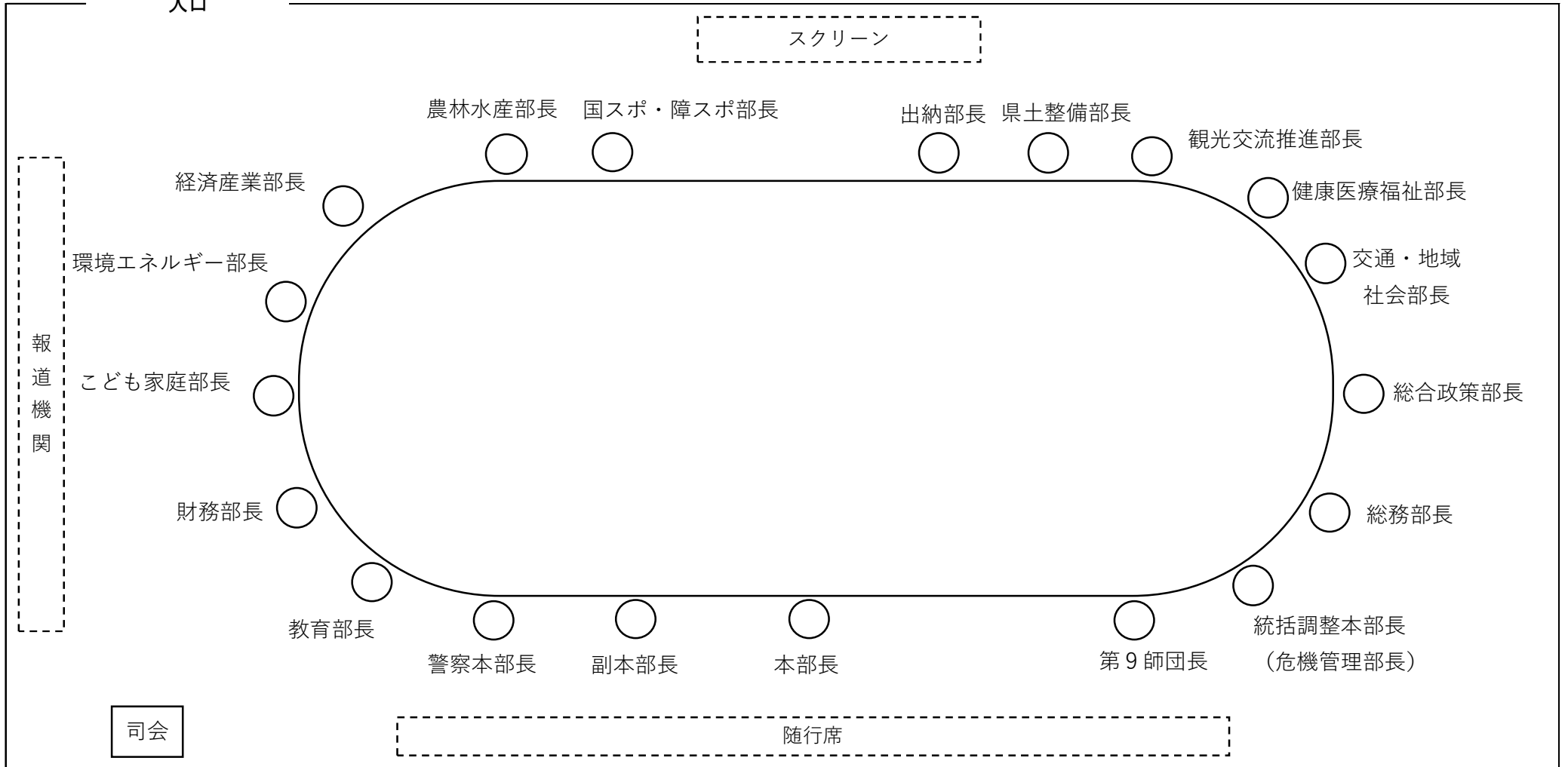
本部会議は定期的に行われ、被害状況や対応状況等の情報を整理・分析した全体像がわかる内容で、全体の状況認識を図る。

また、情報の分析結果をもとに、県全体の目標を決定した上で、目標達成のための総合的な対応方針の決定等を行う。

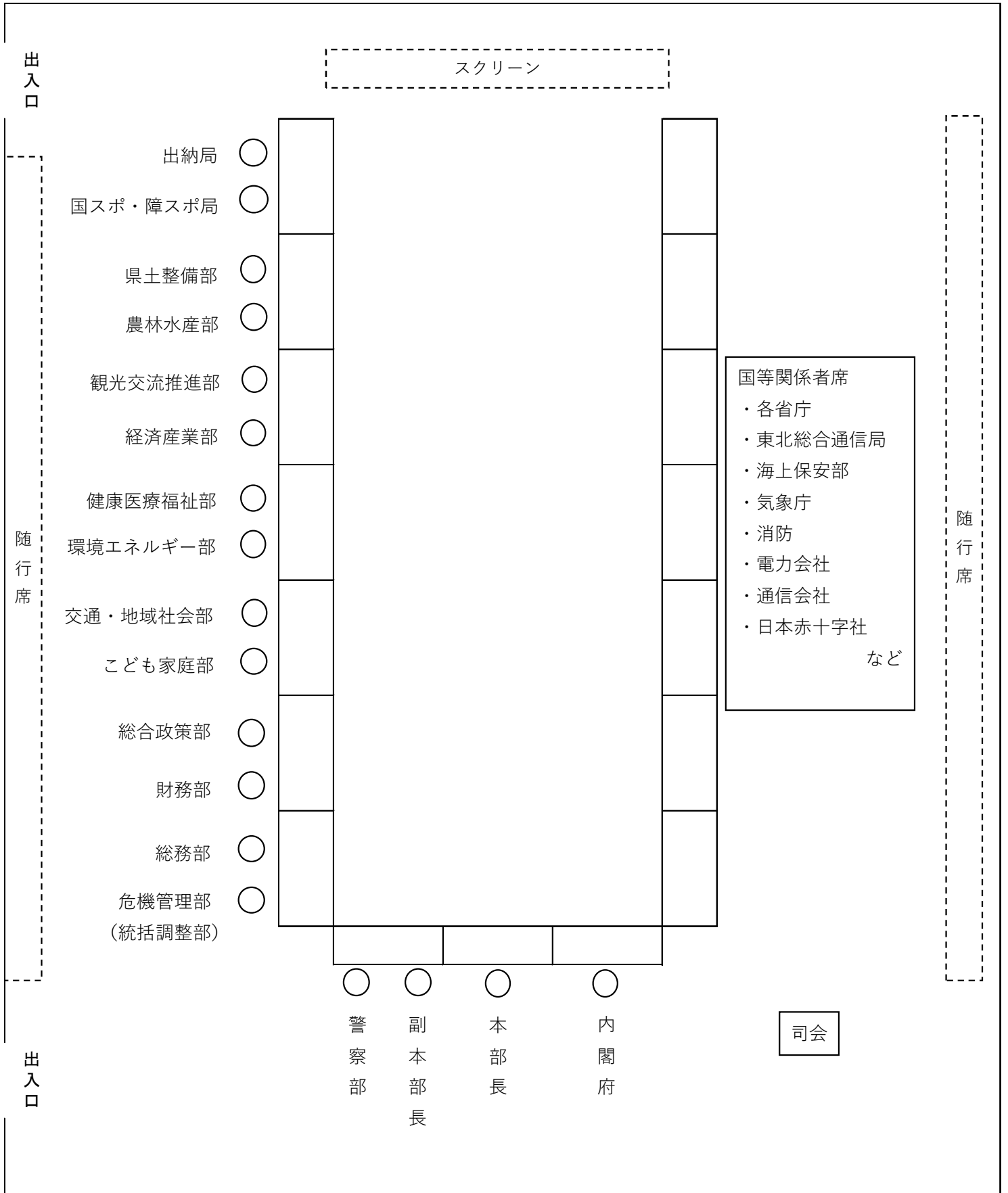
(4) 会議の席図

本部会議の席図は、原則として次のとおりとし、出席者等に応じ適宜変更する。

ア 県庁舎南棟2階第3応接室



イ 県庁舎西棟 8階大会議室



2-8 その他の会議

各部長及び各班長は、関係部、関係班、関係機関等と認識共有や各種調整を実施するため、定期的に会議や打合せを実施する。

(1) 会議の目的及び運営

会議は、情報の共有、災害対応に関する懸案事項及び横断的な事項の調整を目的に実施する。また、定期的に地方支部や被災市町村ともオンライン方式による会議を行い、地方支部における対応状況の進捗管理や被災地におけるニーズの把握、災害対策本部の対応状況の情報共有を積極的に行う。

(2) 会議の種類

会議の種類は、次のとおりである。

会議	構成員	開催者	目的
統括調整部 班長会議	統括調整部長 統括調整部副部長 統括調整部各班長 など	統括調整部 統括班長	<ul style="list-style-type: none"> ・認識の統一 ・本部会議、対応方針等の伝達 ・統括調整部内調整
庁内調整会議	統括調整部関係班長 各部局災害情報連絡員 など	統括調整部 統括班長	<ul style="list-style-type: none"> ・認識の統一 ・他部間の調整
関係機関調整会議	統括調整部関係班長 関係機関連絡員 各部局災害情報連絡員 など	統括調整部 統括班長又は 対策班長	<ul style="list-style-type: none"> ・認識の統一 ・活動状況の確認 ・関係機関との調整
各部班長会議	各部長 部内各班 など	各部統制部署の 班長	<ul style="list-style-type: none"> ・認識の統一 ・本部会議、対応方針等の伝達 ・部内調整
班内会議	班長 班員	班長	<ul style="list-style-type: none"> ・認識の統一 ・対応方針等の伝達
災害警戒本部会議	危機管理局長 防災危機管理課長 各部局主管課長 など	危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・認識の統一 ・対応方針の決定 ・被害等の報告依頼
災害情報連絡員会議	防災危機管理課長 各部局災害情報連絡員 など	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・認識の統一 ・警戒態勢構築指示 ・被害等の報告依頼

第3章 災害応急対応

災害時における災害応急対応は、次のとおり実施する。

3-1 災害警戒本部の設置

危機管理局長は、災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報及び水防指令等の発令状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、災害警戒本部を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

3-2 災害警戒本部の廃止、災害対策本部への移行

災害警戒本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、被害状況から災害応急活動の必要があると認められる場合は知事に報告し、知事の判断を受けて災害対策本部へ移行する。

3-3 災害対策本部の設置

知事は、県の地域内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、県防災会議との緊密な連絡のもとに、災害応急対策を実施するものとする。(気象情報等で非常態勢(3号配備)の配備基準を満たすことが明らかな場合は、その時点をもって自動的に設置するものとする。(自動設置))

災害対策本部を設置した場合は、法令等に基づき、他に設置されている「青森県水防本部」、「県教育庁の災害対策組織」、「県警察本部の災害対策組織」等を、それぞれ災害対策本部の中の県土整備部、教育部、警察部等として組織の一体化を図る。

また、統括調整部は、災害対策本部を設置した旨を各部及び関係機関に連絡する。

3-4 非常参集

非常態勢(3号配備)に該当する災害が発生した場合における職員の非常参集先と参集方法は、以下のとおりとする。

(1) 非常参集先

職員は、勤務先に参集することを基本とする。

ただし、勤務先までの参集時間が1時間以上を要する場合は、最寄りの地域県民局庁舎等に参集する。最寄りの地域県民局庁舎等に参集後は、必要に応じて勤務先まで移動する。

なお、参集途上で負傷者を発見した場合は、その救出・救助を優先する。

(2) 参集報告

参集した職員は、参集状況及び自宅・家族の状況を取りまとめ、各班長に報告し、各班長は、職員から参集途上の被害状況や人命救助の実施結果を取りまとめた上で、各部局主管課等の統制部署へ報告する。

(3) 参集できない場合の対応

救出・救助への従事、道路の途絶等の理由から、所定の場所へ参集できない場合は、その旨を所属班に連絡し、参集できない理由が解消された時点で、直ちに参集する。

(4) 災害対策本部室への参集

統括調整部要員は、勤務先に登庁後、県庁舎北棟2階災害対策本部室に自主的に参集し、自身が所属する班の班長に到着した旨を伝え、指示に従う。

3-5 各部共通の実施業務

災害対策本部設置後の統括調整部及び各部共通の業務は、次のとおりとする。

役割	項目	主な内容
班長	班員の安否確認	・ 班員の安否確認 (安否確認が終わり次第、各部局主管課等の統制部署に報告)
	班の設置	・ 災害の状況、参集状況等を考慮し、あらかじめ定められた役割分担を確認又は指示 ・ 副班長の確認（あらかじめ定められた副班長が参集できない場合、代理の副班長を指定） ・ 班の運営のための設備（PC、電話、ホワイトボード等）の確認及び設置の指示 (設置作業が終わり次第、各部局主管課等の統制部署に報告)
	班の運営	・ 班の対応方針等の決定 ・ 班員への指示、班内業務の調整 ・ 班内の対応状況の確認・取りまとめ ・ 部内における他班との人員の調整 ・ 災害対応記録の作成の指示（クロノロジー、対応記録、写真等）
	会議等	・ 調整会議（部内等会議）への出席 ・ 会議等における意思決定・調整 ・ 班員への会議結果の伝達
副班長	班の運営	・ 班長の指示のもと、班長の業務の補佐
	班長の代理	・ 班長が不在の場合は、班長の代理として班長の業務を行う
班員	班の運営	・ 班長及び副班長の指示のもと、災害対応に当たる

3-6 情報活動

本部長の意思決定に必要な情報を生成するため、次の情報活動を実施する。

(1) 情報活動の流れ

ア 収集計画

統括調整部統括班は、災害応急対策の方針などを踏まえ、情報収集に関する計画を作成する。

イ 収集

統括調整部・各部は、災害応急対策の実施に当たり、必要な情報を選定し、その情報を優先的に収集・伝達する。

なお、被災市町村から電話により情報を収集する際は、被災市町村の災害対応に支障が生じないよう状況を考慮して行う。

各地方支部長は、地方支部リエゾン等から被害情報等を収集し、統括調整部情報班に報告する。統括調整部情報班は、各部及び各地方支部からの報告を取りまとめ、統括調整部内に展開する。

ウ 処理

統括調整部各班・各部は、収集した個々の情報についてそれぞれ重要度を判断し、必要に応じて関係班・部・機関に提供（共有）し、対応を要請する。

(2) 青森県総合防災情報システムへの入力

青森県総合防災情報システムへの入力情報は、本システムを使用できる全ての機関で確認ができるため、災害対応時は積極的に活用し、関係機関等との情報共有に努める。

(3) クロノロジー

各班は、時系列で情報を整理・確認するため、青森県総合防災情報システムのクロノロジーに収集した情報や対応状況を入力する（各班長は、班員からクロノロジーの入力担当者を指名する）。

各班の班長及び副班長は、定期的にクロノロジーを確認し、災害対応に漏れなどがないことを確認する。

3-7 指示・依頼・要請の流れ

各部・各班は、自らの部署での対応が困難な事案が発生した場合、必要な人的・物的資源を整理し、統括調整部受援班又は担当各部に対応を要請する。

統括調整部受援班又は担当各部は、庁内の人的・物的資源ニーズを把握し、他の都道府県への人的応援及び業務等の提供を要請する。なお、応援要請の具体的な手順は、「青森県災害時受援計画」による。

3-8 勤務体制等

(1) 勤務体制

各班長は、長時間勤務に対する職員の健康面に配慮するため、交代勤務計画を作成し、勤務体制を整備する。

なお、職員の不足等により、班内での交代勤務体制整備が困難な場合は、各部総務担当班等に交代勤務体制の確保を依頼する。

各部総務担当班等の班長は、部内において交代勤務体制を整備する。各部総務担当班等の班長は、職員の不足等により、部内での交代勤務体制整備が困難な場合は、受援班（人的チーム）に庁内での人員の確保を依頼する。

【勤務体制の基本的な考え方】

- 災害発生から応急期までの間は、24時間体制を確保する（各部を含む）。
- 災害対策本部の運営は、長期間（数か月～1年）に及ぶことに留意する。
- 交代は、班員全員が同時に交代することがないように、また、班長と副班長とが交代するなど勤務体制を確保できるよう留意する。
- 勤務体制は、発災初日から検討する。
- 勤務体制を確保するため、平時から非常時優先業務を整理し、見直しておく。

(2) 引継ぎ

引継ぎは、原則として地図、クロノロジー、会議資料、ホワイトボード等を用いて行い、特に未対応・対応中の案件の引継ぎは、漏れがないよう留意する。また、個別の案件だけではなく、全体像（目標、対応方針、状況予測等）も引き継ぎ、班長等の責任者が交代する際は、後任の責任者を指定する。

第4章 復旧・復興段階の対応

復旧期は、ハード面の復旧・整備が主となる時期であり、状況にあまり変化が見られないことから、災害対策本部会議をはじめとする各種会議を定期的に行い、各部（地方支部を含む）による復旧工事等の進捗状況を全体で共有するとともに、適宜対応方針の変更を行う。